

改正
以上
九
以上

以上
九
以上

海岸防禦

社説

稱する中風狂結核癩病質（近時の醫説に根據）病等は遺傳に非ずと云ふも其感受の體質は遺傳と云ふも得ず故に質の字を去す。の如き其發病の子孫能く注意して凡そ四代を経過して無事なれば先天の病跡なきに至ると云ふれば智者の子孫が愚者と爲るも愚者の子孫が智者に變ずるも病氣怪我等特別の場合を除き凡そ三四代の歲月を要するものにして随分緩慢なるが如くなれども其漸進漸退の事實は等ふ可らず而して其進退は唯教育の如何に在るのみ故に教育の功徳は軍に受教者の一身に止まらずして遠く子孫に及び社會全體の自衛に進歩し又退歩するも其國に行はるる教育の勳功に關係するものと明に知る可し

海防の要として水雷艇の効力は前に述べたる如くにして其完備を要するも勿論なりと雖も海防の目的を達せんとするには同時に固定防禦即ち砲臺、敷設水雷、雷艇等の設も亦甚だ肝要なり砲臺は敵艦が海岸の砲着陸艇内に進み來りて我軍港南港市街地等を砲撃破壞するの損害を防ぐものと主とするものにして其効力は軍艦と同日に語る可らず殊に海上權の占有を目的とする我國に於て軍艦に置きて置る可きは云ふまでもなけれど其効力は時運にして或は敵艦の海岸近く來侵するのと云ふを期す可らざる上之を防禦には是非とも砲臺の力に依らざるを得ずして然かも防禦の一點に於ては自から軍艦に懸るの長所なきに非ず即ち砲臺には非常に厚き鋼板を裝て砲臺でも防禦力を強くし砲臺の如きは常に地上に安置して活動するの患なく又砲臺の機構の如きも砲臺に窮乏を告げざる等の利益あるが故に若しも敷設水雷と相待て敵艦に對するときは如何に精銳なる艦隊と雖も其砲臺の前を無事に通過して目的を達するは甚だ困難ならざるを得ず日清の戦争に於するも旅順口の如きは全く背向砲臺に由りて目的を達し威海衛の陥落も亦自から陸軍の力を利したるが如き要し軍艦を以て砲臺に對するの容易ならざるを認む可し即ち各國とも固定防禦として砲臺建設に力を用ふる所以にして我國に於ても東海岸を始りて既に砲臺の建設が又現に建設中のものあれば海軍の防禦を全うせんとするに就ては今後各要所に夫れ一着手の必要を見るものとせざるを得ず其要所に如何に由りて背向防禦にも注意するものと自から肝要なりと知る可し敷設水雷は敵艦の侵入を防ぐが爲めに必要なる港灣海峡の水中に敷設して砲臺と相待て其用を爲す可きものなり若しも砲臺のみにして水雷の功なきときは敵艦は暗夜霧等の機會を利して甲板の砲臺を襲撃して容易に通過するものと雖も自ら手として砲臺の掩護なきときは水雷は敵艦の爲め破壊除却せらる可し故に防禦の爲めには兩者のを一を缺く可らざるものと勿論なれども本水雷艇は本海軍の海軍にも運搬自在にして且つ費用も多きを要せざるものなれば砲臺の設なき時期に敷設して自から效用なきに非ず即ち敷設水雷は其敷設の難しむるも自から手として之を破壊するも容易なりは故に其間に海軍の進歩に由りて

水雷艇と砲臺の艦隊に傳へて砲臺の損害を得なければなり又砲臺なるものは海岸の防衛の必要にして其構手は終始海上に見張りし電信に依りて海上の消息を報告すると共に偵察を以て海上の艦船と通信するの能事を爲すものなり本水雷艇府に屬するものなれども平時に於ては天候氣象の観測、船隻の通過、砲臺の報告等の用を弁じて効果少なからず左れば世界の海軍國にては何も海岸の要所に設置して常に之を利用する其中に佛國に於ては殊に重きを置き毎年海軍演習に之を試みるに其効果著しく二十海里の外に在る軍艦の狀態を明に認めて其視察の確なる報知艦巡洋艦も一歩を譲るものありと云ふ以上は前記の移動防禦に引續き固定防禦の概略を述べたるものにして海軍防禦の必要は勿論なれども之を要するに敵の艦隊がいよいよ海岸に來侵して砲臺を試み以て上陸の目的を達せんとするは必ずや海軍の勝利一決したる後の事にして自から第二段の場合なれば其防禦を完成するの前に先づ海軍の勢力を目的の程度に擴張するの方針を取らざる可らず其前後急の別は當局者の持論にも忘る可らざる所のものなり又序ながら附記す可きは砲臺砲臺の問題なり現今我國の海岸砲臺は海軍の勇將に歸すれば歐洲諸國に於ては移動固定の防禦共に一切舉げて海軍に屬せしむるの例なるが如し蓋し海軍の防禦は敵の軍艦に對するものにして自から海軍に屬する海軍人々の手に歸せしむるものと實際の得策なるは無論又砲臺は水雷艇敷設水雷等と同様に同一の防禦に當る可きものなれば砲臺のみ陸軍に屬して他と海軍の受持せざる可きは自から運動の一致を缺て或は軍艦艦隊の不利を圖る可らずと理由に出でたるものなる可し其利害得失は自から専門家の問題にして我輩の言はざる所なれども今日海軍の進歩整理に隨て其問題も自から議論に上るものとならん當局者の今より注意す可き所のものなり

水雷艇と砲臺の艦隊に傳へて砲臺の損害を得なければなり又砲臺なるものは海岸の防衛の必要にして其構手は終始海上に見張りし電信に依りて海上の消息を報告すると共に偵察を以て海上の艦船と通信するの能事を爲すものなり本水雷艇府に屬するものなれども平時に於ては天候氣象の観測、船隻の通過、砲臺の報告等の用を弁じて効果少なからず左れば世界の海軍國にては何も海岸の要所に設置して常に之を利用する其中に佛國に於ては殊に重きを置き毎年海軍演習に之を試みるに其効果著しく二十海里の外に在る軍艦の狀態を明に認めて其視察の確なる報知艦巡洋艦も一歩を譲るものありと云ふ以上は前記の移動防禦に引續き固定防禦の概略を述べたるものにして海軍防禦の必要は勿論なれども之を要するに敵の艦隊がいよいよ海岸に來侵して砲臺を試み以て上陸の目的を達せんとするは必ずや海軍の勝利一決したる後の事にして自から第二段の場合なれば其防禦を完成するの前に先づ海軍の勢力を目的の程度に擴張するの方針を取らざる可らず其前後急の別は當局者の持論にも忘る可らざる所のものなり又序ながら附記す可きは砲臺砲臺の問題なり現今我國の海岸砲臺は海軍の勇將に歸すれば歐洲諸國に於ては移動固定の防禦共に一切舉げて海軍に屬せしむるの例なるが如し蓋し海軍の防禦は敵の軍艦に對するものにして自から海軍に屬する海軍人々の手に歸せしむるものと實際の得策なるは無論又砲臺は水雷艇敷設水雷等と同様に同一の防禦に當る可きものなれば砲臺のみ陸軍に屬して他と海軍の受持せざる可きは自から運動の一致を缺て或は軍艦艦隊の不利を圖る可らずと理由に出でたるものなる可し其利害得失は自から専門家の問題にして我輩の言はざる所なれども今日海軍の進歩整理に隨て其問題も自から議論に上るものとならん當局者の今より注意す可き所のものなり

勅令 御 璽
明治二十九年十一月二十六日
内閣總理大臣 樺山資紀
軍務大臣 桂 大元
陸軍部大臣 桂 大元
海軍部大臣 桂 大元
勅令第三十七号
陸軍部所屬第八十二号
陸軍部所屬第八十三号
陸軍部所屬第八十四号
陸軍部所屬第八十五号
陸軍部所屬第八十六号
陸軍部所屬第八十七号
陸軍部所屬第八十八号
陸軍部所屬第八十九号
陸軍部所屬第九十号
陸軍部所屬第九十一号
陸軍部所屬第九十二号
陸軍部所屬第九十三号
陸軍部所屬第九十四号
陸軍部所屬第九十五号
陸軍部所屬第九十六号
陸軍部所屬第九十七号
陸軍部所屬第九十八号
陸軍部所屬第九十九号
陸軍部所屬第一百号

勅令 御 璽
明治二十九年十一月二十六日
内閣總理大臣 樺山資紀
軍務大臣 桂 大元
陸軍部大臣 桂 大元
海軍部大臣 桂 大元
勅令第三十七号
陸軍部所屬第八十二号
陸軍部所屬第八十三号
陸軍部所屬第八十四号
陸軍部所屬第八十五号
陸軍部所屬第八十六号
陸軍部所屬第八十七号
陸軍部所屬第八十八号
陸軍部所屬第八十九号
陸軍部所屬第九十号
陸軍部所屬第九十一号
陸軍部所屬第九十二号
陸軍部所屬第九十三号
陸軍部所屬第九十四号
陸軍部所屬第九十五号
陸軍部所屬第九十六号
陸軍部所屬第九十七号
陸軍部所屬第九十八号
陸軍部所屬第九十九号
陸軍部所屬第一百号

工務大...
明治廿七八年...
明治廿七年...
明治廿六年...
明治廿五年...
明治廿四年...
明治廿三年...
明治廿二年...
明治廿一年...
明治二十年...
明治十九年...
明治十八年...
明治十七年...
明治十六年...
明治十五年...
明治十四年...
明治十三年...
明治十二年...
明治十一年...
明治十年...
明治九年...
明治八年...
明治七年...
明治六年...
明治五年...
明治四年...
明治三年...
明治二年...
明治元年

車上の宮殿
鐵道鐵道の發達は各國共に其客車に注意して構造を美觀にし車内の調度を整かにして米國のブルマン。又フグナル等の車輻輳製造所にては數十萬金を遊したる富豪家の私用車輻輳製造するのみならず歐洲にはイギリス、フランス、ドイツ、日本等國ありて同じく豪華なる客車を製造し各國政府より許可を受けて國境に乘換なく各地に運行するの組織ありといふ就中各國の王室併に諸皇族の御用車は何れの國にても皆其美術の數を盡し工藝の精を究めて互に自國の巧藝に誇らん爲め之を製造する故に眞に車上の宮殿として之を仰ぎ觀るものも少からず然るに我皇宮にはは維新以來國費多額を募念に掛りて津々浦々の住民まで承る都度屢屢せざるはなきは蓋して御料の汽車の如きも普通の乗車に比すれば唯値かに裝飾の相違のみにて極めて豪華の構造なりき然るに近來鐵道の延長日々に加はり遠はからずして本土各地は皆相聯絡するに至る可く陸下の行幸も亦常に鐵道に依らせらるる御車多かるべく今日までの御料車にて斯る長線路を行幸せらるるに於ては朝夕の供御を始め萬事の都合甚だ難はす陛下の御覽辱を承るも畏れ多く侍從長以下恐縮の事多しとて先般鐵道局にては下の圖に示す如く八輪車のセーゲン形なる御料車を製造するに決したり依りて今其構造の概略を承るに車體の全長は現今百人乗の客車と略ぼ同じく全體を三部に分ちて玉座を中央に設け前後に玉座を侍從室にして後なるは大體鐵道に玉座の後ろへ座席の通路を設けて大體鐵道に侍從室との通行を開きたれば如何なる時と雖も玉座の御前を通行せしめて前後の人々互に相往來するを得可く又大體鐵道には室の中央に應付鐵道を備へ道中供御を奉るの準備と爲し御座の間は二間にして陛下の玉座は車の側面に向はせられ其前には侍從の座、侍從長或は大臣等陛下に咫尺し奉る時の座席等あり又他の一室は陛下高一夜行の準備にして御座を中す可きなれば我國の鐵道は其延長短き故非常の場合に非ざれば全夜を車上に御明しの事あるまじとて御座と申し奉る種々の御座は非ざるよし又其前に御化粧の用意あり又衣服の準備あり以上は車内御座の構造にて更に御座の前後を中せば外部の御座の構造にて金の御座と云ふ御座の内御座は同じく漆にて木目の美しき御座を出し兩々に以て漆で又漆地を置かせ玉座其他天竺の御座と云ふ御座は漆にて漆地の精巧なるものを用ひられんとす自下其御座中なり深新の御座を加へて車の構造は其代價は三萬圓と云ふ承るに而して鐵道局にては其設計を執行するに本五十餘圓を算に算

車上の宮殿
鐵道鐵道の發達は各國共に其客車に注意して構造を美觀にし車内の調度を整かにして米國のブルマン。又フグナル等の車輻輳製造所にては數十萬金を遊したる富豪家の私用車輻輳製造するのみならず歐洲にはイギリス、フランス、ドイツ、日本等國ありて同じく豪華なる客車を製造し各國政府より許可を受けて國境に乘換なく各地に運行するの組織ありといふ就中各國の王室併に諸皇族の御用車は何れの國にても皆其美術の數を盡し工藝の精を究めて互に自國の巧藝に誇らん爲め之を製造する故に眞に車上の宮殿として之を仰ぎ觀るものも少からず然るに我皇宮にはは維新以來國費多額を募念に掛りて津々浦々の住民まで承る都度屢屢せざるはなきは蓋して御料の汽車の如きも普通の乗車に比すれば唯値かに裝飾の相違のみにて極めて豪華の構造なりき然るに近來鐵道の延長日々に加はり遠はからずして本土各地は皆相聯絡するに至る可く陸下の行幸も亦常に鐵道に依らせらるる御車多かるべく今日までの御料車にて斯る長線路を行幸せらるるに於ては朝夕の供御を始め萬事の都合甚だ難はす陛下の御覽辱を承るも畏れ多く侍從長以下恐縮の事多しとて先般鐵道局にては下の圖に示す如く八輪車のセーゲン形なる御料車を製造するに決したり依りて今其構造の概略を承るに車體の全長は現今百人乗の客車と略ぼ同じく全體を三部に分ちて玉座を中央に設け前後に玉座を侍從室にして後なるは大體鐵道に玉座の後ろへ座席の通路を設けて大體鐵道に侍從室との通行を開きたれば如何なる時と雖も玉座の御前を通行せしめて前後の人々互に相往來するを得可く又大體鐵道には室の中央に應付鐵道を備へ道中供御を奉るの準備と爲し御座の間は二間にして陛下の玉座は車の側面に向はせられ其前には侍從の座、侍從長或は大臣等陛下に咫尺し奉る時の座席等あり又他の一室は陛下高一夜行の準備にして御座を中す可きなれば我國の鐵道は其延長短き故非常の場合に非ざれば全夜を車上に御明しの事あるまじとて御座と申し奉る種々の御座は非ざるよし又其前に御化粧の用意あり又衣服の準備あり以上は車内御座の構造にて更に御座の前後を中せば外部の御座の構造にて金の御座と云ふ御座の内御座は同じく漆にて木目の美しき御座を出し兩々に以て漆で又漆地を置かせ玉座其他天竺の御座と云ふ御座は漆にて漆地の精巧なるものを用ひられんとす自下其御座中なり深新の御座を加へて車の構造は其代價は三萬圓と云ふ承るに而して鐵道局にては其設計を執行するに本五十餘圓を算に算